

## 平成29年度 山口県社会人サッカーリーグ要項

### 1 目的

- (1) サッカーを通じて体力と人格の向上を期するとともに、そこに集うサッカーをこよなく愛するチームおよび選手の交流と親睦を図る。併せて山口県でのサッカーの普及発展に寄与することを目的とする。また、(公財)日本サッカー協会が提唱する、フェアプレーの精神・行動規範に則り、サッカーファミリーとして行動する。
- (2) 中国地域県サッカーリーグ決勝大会への山口県代表チームを選出すること。  
1部リーグの後期終了時点で、中国サッカーリーグ入りの意思を持つ上位のチームから出場権を与える。棄権すれば下位チームへ出場権は移るが4位までとする。
- (3) 次年度の全国社会人サッカー選手権大会中国地域予選会の山口県代表チームを選出すること。  
中国リーグ所属チームを優先し、1部リーグの上位のチームから出場権を与える。棄権すれば下位チームへ出場権は移るが4位までとする。
- (4) 次年度の山口県サッカー選手権大会の社会人代表チームを選出すること。  
1部リーグの優勝チームに出場権を与え、該当チームはその義務を負う。

2 名称 山口県社会人サッカーリーグ (以下 県リーグという)

3 主催 一般社団法人山口県サッカー協会 (以下 県協会という)

4 主管 一般社団法人山口県サッカー協会 第1種 (社会人) 委員会

5 期間 平成29年4月1日～平成30年1月31日

### 6 運営

日程、会場、運営担当チーム等の実務的な試合運営は、各部ごとに運営委員会で決定する。  
試合日の変更は、気象条件及びグラウンド管理者の使用不可判断を除き、原則として認めない。  
なお、変更のある場合は、速やかに当該運営担当者が各部のリーグ委員長および県協会へ報告すること。

### 7 参加資格

- (1) (公財)日本サッカー協会、県協会に第1種登録した正加盟チームであること。
- (2) 選手は(1)に登録され、試合時に選手証または、電子登録証を出力した用紙を持参すること。
- (3) 選手証を保持している選手であること。
- (4) 公認審判員3名以上を有するチームであること。(内1名は3級以上であること)
- (5) 県リーグ要項を遵守するチームと選手であること。

### 8 リーグ編成

県リーグは3部制とし、各部のチーム数の構成は原則として下記とする。

- ① 1部リーグは7チーム編成とする。
- ② 2部・3部リーグはAとBの2つのゾーンに分け、2部リーグ各ゾーンは6チーム、3部リーグ各ゾーンは7チーム及び6チーム編成とする。

### 9 競技方法

各部の競技方法は下記とする。

- ① 1部リーグは前期、後期の総当り戦とする。
- ② 2部リーグ前期は、A、B各ゾーンにより総当り戦を行い1位から6位を決定する。  
後期は、前期各ゾーンの1位～3位の6チームを上位グループ、4位～6位の6チームを下位グループとし、各グループのリーグ戦により順位を決定する。ただし、同じゾーンのチームとは対戦せず、前期の当該チームの対戦成績(勝点・得失点)を加算し順位を決定する。

・後期に関する予定

日程調整会議：平成29年10月1日／場所未定

後期開催日：

上位グループ…平成29年10月22日・11月12日・12月3日

予備日12月10日

下位グループ…平成29年10月22日・11月26日・12月3日

予備日12月10日

- ③ 3部リーグ前期は、A、B各ゾーンにより総当り戦を行い1位から7位（Bゾーンは6位）を決定する。

後期は、前期各ゾーンの1位～3位の6チームを上位グループ、Aゾーン4位～7位とBゾーン4位～6位の7チームを下位グループとし、上位グループについてはリーグ戦（同じゾーンのチームとは対戦せず、前期の当該チームの対戦成績（勝点・得失点）を加算し順位を決定）、下位グループについてはトーナメント戦により順位を決定する。

・後期に関する予定

日程調整会議：期日未定／場所未定

後期開催日：

上位グループ…平成29年11月19日・12月3日、平成30年1月14日

下位グループ…平成29年11月12日・11月19日・12月3日（日）

平成30年1月14日

## 10 競技規定

- (1) (公財)日本サッカー協会制定の「該当年サッカー競技規則」および「規約・規程」による。
- (2) 県協会に平成29年3月22日（水）までにエントリー表を提出すること。
- (3) エントリーの追加は随時受け付ける。県協会にエントリー追加届を提出し、同時に追加登録の手続き、および追加登録料を納入すること。試合への出場はエントリーが完了し選手証が保持できた時点とする。
- (4) 選手交代は競技開始前までに登録した最大7名の交代要員の中から、審判の許可を得て1部は4名、2・3部は7名まで交代することができる。
- (5) ベンチに入ることのできる人数は、交代要員7名、チーム役員6名（含む通訳）とし、メンバー提出用紙にて特定する。役員の中からその都度ただ1人の者のみが戦術的指示を伝えることができる。この1人は特定の1人に限定される必要はない。
- (6) 外国籍選手は、各試合3名までエントリーを認め、3名が出場できる。
- (7) 主審により退場を命じられた選手および退席を命じられた役員は、自動的に次の県リーグ1試合の出場停止を受ける。なお、退場及び退席を繰り返した場合には、最低2試合の出場停止処分を受ける。
- (8) 警告による退場処分
  - ① 本大会において、警告の累積が、1部リーグ3回、2・3部リーグ2回に及んだ選手は、次の県リーグ1試合の出場停止処分を受ける。
  - ② 同一試合で警告が2回となり退場処分となった選手は、次の県リーグ1試合の出場停止処分を受ける。
  - ③ 上記①、②における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
  - ④ 上記①、②における処分に該当する行為を重ねて行った場合は、最低2試合の出場停止処分を受ける。
  - ⑤ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、県リーグ終了時をもって効力を失う。
- (9) 出場資格の無い選手の不正出場（未遂を含む）

当該チームについては得点を3対0として負け試合扱いとし、勝ち点を-3点とする。相手チームについては得点を3対0として勝ち試合扱いとし、勝ち点を3点とする。不正出場が試合中に判明した場合には試合を打ち切ることとする。なお、既に行われた試合については原則として可能な限り遡って適用する（この場合において、すでに獲得された得失点差の方が大きい時には、大きい方を有効とする）。
- (10) (7)及び(8)に係る裁定は、県社会人サッカーリーグ規律委員会（必要により県協会の規律委員会）

が行い、(9)に係る当該チーム及び不正出場させた者並びに不正出場した者への懲罰は、県協会の規律委員会において審議のうえ決定される。

- (11) なお、6ヶ月以上の出場停止処分等の重い懲罰については、(公財)日本サッカー協会の規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。

#### 1.1 試合時間

各部リーグ戦の試合時間は下記とする。

- ① 1部リーグは90分ゲームとし、延長戦等を行わない。
- ② 2部リーグは80分ゲームとし、延長戦等を行わない。
- ③ 3部リーグは80分ゲームとし、延長戦等を行わない。

#### 1.2 順位決定

順位の決定方法は下記とする。

- ① 勝点の多いチームを上位とする。  
勝：3点、引き分け：1点、負：0点、不戦勝の勝点：3点、不戦負の勝点：-3点
- ② 勝点と同じ場合は得失点差の多いチームを上位とする。  
不戦勝の得点：3点 不戦負の得点：0点
- ③ 得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。
- ④ 2部後期各位グループ・3部後期上位グループについては、前期の各ゾーンのリーグ戦順位に基づき、前期同ゾーンチームの対戦勝点を後期勝点に加算し、グループ内で勝点が多いチームを上位とする。
- ⑤ 3部後期下位グループのトーナメント戦は、試合時間は80分ゲームとし、勝敗が決しない場合は20分(前半10分・後半10分)の延長戦を行う。それでも決しない場合はPK戦を行い勝者を決定する。
- ⑥ リーグ戦において順位が決定しないときは、抽選とする。  
(上級の大会に出場する権利を決定する場合も同様とする)

#### 1.3 入替

各部の昇格、降格基準は下記とする。

ただし、中国リーグへの昇格がある場合は、そのチーム数に応じて各部の昇格・降格を決定する。

- ① 1部リーグの6位・7位は自動降格し、2部リーグ1・2位は自動昇格する。
- ② 2部リーグの11位・12位は自動降格し、3部リーグ1・2位は自動昇格する。

#### 1.4 審判員

- (1) 審判員は有資格者による相互審判とする。
- (2) 1部リーグは主審のみ県協会審判部より2級審判員(審判委員会にて2級同等と判断された者を含む)を派遣する。
- (3) 主審は3級以上の公認審判員、副審は4級以上の公認審判員であること。なお、1部リーグにおいては、第4の審判員(4級以上)も配置すること。
- (4) 審判員は審判服を必ず着用すること。(シャツ、ショーツ、ソックス、ワッペン等)
- (5) 審判員は審判証を携行し、運営本部役員に提示すること。

#### 1.5 ユニフォーム

- (1) (公財)日本サッカー協会のユニフォーム規定(2017年2月1日施行版)に準拠したユニフォームを着用すること。ただし、すでにFIFA規則上・競技規則上も禁止されている規定を除き、2019年3月31日までは旧規程によるものも認める。
- (2) FPおよびGKは審判員と類似(黒、紺等)のユニフォームを用いることはできない。
- (3) ユニフォームとはシャツ、ショーツ、ストッキングが1セットである。
- (4) 正と異なる色のユニフォーム、背番号等をエントリー表にて届け出ること。
- (5) 背番号の変更は原則として認めないが、エントリーの抹消を行った選手の背番号を、新たに追加さ

れる選手に使用する場合のみこれを認める。

(6) ユニフォームの色を変更する場合は、エントリー追加・変更届により届け出ること。

#### 16 その他

(1) 県リーグに参加するチームは、それぞれに3級以上の公認審判員を1名以上、4級以上の公認審判員を2名以上の3名以上の公認審判員を所属させないと参加できない。(2005年12月15日(財)日本サッカー協会 通達「公式試合における審判員の資格」について)による)

(2) 試合開始時にチームメンバーが7名未満の場合は没収試合とし、当該チームの棄権とする。

(3) メンバー提出用紙は試合開始50分前までに本部に提出すること。(時間厳守)

(4) メンバー表提出時に本部席において、両チーム監督・審判員及び運営責任者が立会のもとユニフォームの最終決定を行なう。

(5) 大会期間中の負傷及び、事故の処理は当該チームが負うものとし、スポーツ傷害保険等に加入することが望ましい。

(6) 選手証は写真を貼付して有効となる。

(7) 参加料は1部リーグ40,000円、2・3部リーグは20,000円とする。

(8) 参加調査票は平成29年2月24日(金)正午までに県協会事務局あてに提出すること。

(9) その他、運営に関する疑義が生じた場合は、第1種(社会人)委員会において協議の上、決定する。